

受入研修生規則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人海外産業人材育成協会(以下「協会」という。)が技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)または低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)として実施する受入研修において、海外から来日した研修生が研修期間中に遵守すべき事項等について定める。

(法令等遵守)

第2条 研修生は、日本国法令並びに協会及び受入企業が定める諸規定を誠実に遵守しなければならない。

2 前項に基づき、研修生は就労及びアルバイト等をしてはならない。

(来日前の連絡)

第3条 海外企業等から申込みれた研修生は、研修開始日の2週間前までに招聘条件同意書、航空券及び航空券の領収書のコピーを協会に提出し、日本国法令並びに諸規定の遵守についての承諾、来日及び帰国の日程について協会に連絡しなければならない。

(来日)

第4条 研修生は、研修開始日の前日に来日しなければならない。ただし、やむを得ない事情であると協会が認めた場合は研修開始日の前々日に来日することができる。

(研修計画及び参加)

第5条 研修生は、協会が作成した研修計画又は受入企業が作成し協会が承認した研修計画に従い、研修に精励しなければならない。

2 研修生は、体調不良等止むを得ないときを除き、全ての研修に参加しなければならない。

(待遇)

第6条 研修生は、協会が定める基準に従った待遇を受けることができる。

(研修生の希望又は不服)

第7条 研修生は、研修又は待遇等について改善の希望又は不服を申し出ることができる。協会は、申出に対し、速やかに関係者と協議のうえ、必要かつ可能な措置を講ずる。ただし、研修生は協会の最終決定に従わなければならない。

(安全等留意)

第8条 研修生は、研修の継続に支障を来さないよう健康かつ安全に十分留意して生活しなければならない。

2 前項に鑑み、研修生は、自動車(自動二輪を含む。)及び自転車の運転をしてはならない。ただし、自転車の利用については、実地研修中において宿舎と研修場所との間に適当な公共交通機関がなく、他の手段では行き帰りに支障が生じるときのみ、受入企業による安全教育や保険等の手続きが行われれば可能とする。

(宿舎)

第9条 研修生は、協会又は受入企業が指定又は承認した宿舎に滞在しなければならない。

- 2 研修生は、前項の宿舎以外に宿泊を希望するときは、予め協会の承認を得なければならない。なお、実地研修中は、受入企業を通じて協会に申し出なければならない。

(研修センターの門限)

第10条 研修センターの門限は午後 11 時とし、研修センターに宿泊する研修生は、外出した際はこの門限までに研修センターに戻らなければならない。やむを得ず門限までに研修センターに戻ることができない場合は、事前に研修センターに連絡をしなければならない。

(家族同伴)

第11条 研修生は、家族等を同伴又は呼び寄せてはならない。ただし、止むを得ない事由により呼び寄せようとするときは、予め協会の承認を得なければならない。なお、実地研修中は、受入企業を通じて協会に申し出なければならない。

(一時出国)

第12条 研修生は、日本から出国してはならない。ただし、止むを得ない事由により一時出国しようとするときは、予め協会の承認を得なければならない。なお、実地研修中は、受入企業を通じて協会に申し出なければならない。

(保険)

第13条 研修生は、協会が突発的かつ偶然な外来の事故(研修との関連の有無を問わない。)による研修生の傷害又は事故等に備えて研修生を被保険者として保険会社と締結する海外旅行保険契約に基づき、医療等を受けることができる。その保険料は協会が負担する。

- 2 研修生は、その保険契約に定める治療限度額を超える高額な費用を要する見込みのときは、予め協会に申し出てその指示を求めなければならない。なお、実地研修中は、受入企業を通じて協会に申し出なければならない。
- 3 研修生は、疾病傷害による入院、その他研修に支障を来すべき事故が生じたときは、速やかに受入企業又は協会に届け出なければならない。
- 4 協会は、第1項の事故等による研修生の損害に対しては、保険会社が支払う保険金以外には賠償責任を負わない。

(研修生の責任による損害)

第14条 研修生は、故意又は重大な過失により協会又は受入企業に損害を与えたときは、協会又は受入企業から損害賠償を請求されることがある。

(研修生としての資格の喪失)

第15条 研修生は、次のいずれかに該当したとき、研修生としての資格を喪失する場合がある。

- 一 本規則で定めた事項に違反したとき
 - 二 能力や意欲が不足し、又は素行や研修態度が不良で、研修を継続しても所期の成果を期待できないとき
 - 三 疾病傷害により研修を継続することが困難なとき
 - 四 協会の名誉と信用を著しく傷つける行為があったとき
 - 五 前各号に準ずる事由があったとき
- 2 研修生は、協会と受入企業の間で受入承認が取消され、又は研修が打切られたときは、自動的に研修生としての資格を喪失する。
- 3 研修生は、第1項若しくは第2項の事由により研修生としての資格を喪失したときは、原則としてそれまでに要した研修及び滞在に係る費用のすべて又はその一部を、受入企業を通じ又は直接協会に返還しなければならない。

(帰国)

第16条 研修生は、研修が終了したとき又は研修生としての資格を喪失したときは、速やかに帰国しなければならない。ただし、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの場合を除き、研修生が研修終了後8日以上滞在する場合、協会は復路渡航費を支払わない。

3 前条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(修了証書)

第17条 研修生は、所定の研修を無事終了したときは、「研修修了証書発行規程」に基づき、協会から修了証書を受けることができる。

(雑則)

第18条 この規程に定めないこと又はより難しいことについては、協会がその都度定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から適用する。